

平成 25 年度村政懇談会地区自治会質問・要望書兼回答書

平成 25 年 6 月 26 日

地区自治会名	中丸地区自治会
質問・要望事項 (題目)	土地区画整理事業で販売する保留地におけるゴミ集積所の設置
要 旨 (内 容)	<p>現在東海中央地区整理事業において、33 街区の一部まで整地され、宅地が順次販売されています(図 1 参照)。当該地区に住居を建築、居住を開始した場合、ゴミ集積所の利用を目的として、周囲の既存自治組織への加入を希望しても「これ以上はゴミ集積所に入れることは出来ない」として加入を断られます。このため、中丸中央班は東海村役場から保留地 19 街区符号 2 に約 10 坪の土地を無償貸付(平成 22 年 4 月)を受け、ゴミ集積所を設置しています(図 2 参照)。平成 25 年 4 月現在で 40 世帯が共同で利用しており、飽和状態になっています。</p> <p>しかしながら、周囲の土地区画整理事業は継続して行われており、宅地が次々と整地販売されています。今後、新たに居住を開始する住民に対しては、ゴミ集積所の使用および中丸中央班への加入を断らざるを得ない状況にあります。</p> <p>このような状況から、今後、土地区画整理事業において販売する宅地、特に、東海村が管理する保留地に関しては、約 20~30 軒に対して 1 坪程度の割合でゴミ集積所用地を事前に確保した状態で販売することを希望します。現在のように宅地だけの区画を販売し、住民が居住を開始してから「ゴミ集積所用地は住民が独自で確保するように」との状態では、いつまでもゴミ集積所用地に関する問題が解決しないだけでなく、ゴミの不法投棄の原因になることが懸念されます。</p> <p>本問題の解決の為には、予め区画を作成する段階からゴミ集積所用地を含めた分筆をしておき、住民が居住開始して、自治組織が運営されたら当該用地を販売或いは貸し付ける等の方策をとることを要望します。</p> <p>また、自治推進課からは班の分割も可能といわれているが、ゴミ集積所の維持管理・分割が妨げの原因になっています。このため、新たなゴミ集積所用地の設置を要望します。</p> <p>新たなゴミ集積所用地の設置希望箇所として①及び②をそれぞれ図 3 および図 4 に示す。設置希望箇所①については、現在、当該地区で販売地区で販売中の保留地である。設置希望箇所②については、現在造成中であり、どの部分が保留地となるかは不明であります。北西側の道路に面した部分の一部を希望します。</p>
回答	<p>【建設水道部 区画整理課】</p> <p>区画整理地内の保留地に新たなゴミ集積所を設置したいということであれば、まず代表者を決めていただき、周辺の権利者の方からのご要望と将来的に用地を購入することを条件に、その提案を土地区画整理審議会に諮り、同審議会の同意を得て決定ということになります。なお、現在使用している 19 街区のゴミ集積所も平成 22 年の審議会に諮り、同意を得て決定しております。19 街区のゴミ集積所は複数班が隣接して使用</p>

することも考えており、さらに今回ご要望にある新たな設置希望箇所についても、件数が増えた段階で担当課の区画整理課にご相談いただけたらと思います。

また、今後販売する保留地に関して、ゴミ集積所用地を確保した状態で販売するというご提案ではありますが、以前、要望があったにもかかわらず、実際にゴミ集積所を設置する段階で、周辺の権利者から強い反対があるなど、事前にゴミ集積所の用地を確保することは問題が多く、現在のところ保留地に関してゴミ集積所用地を確保した状態で販売する計画はございませんが、ゴミ集積所の問題については、環境政策課を中心に関係各課において公共用地の利用等について検討している段階です。その方向性が決まりましたら村として取り組んでまいります。

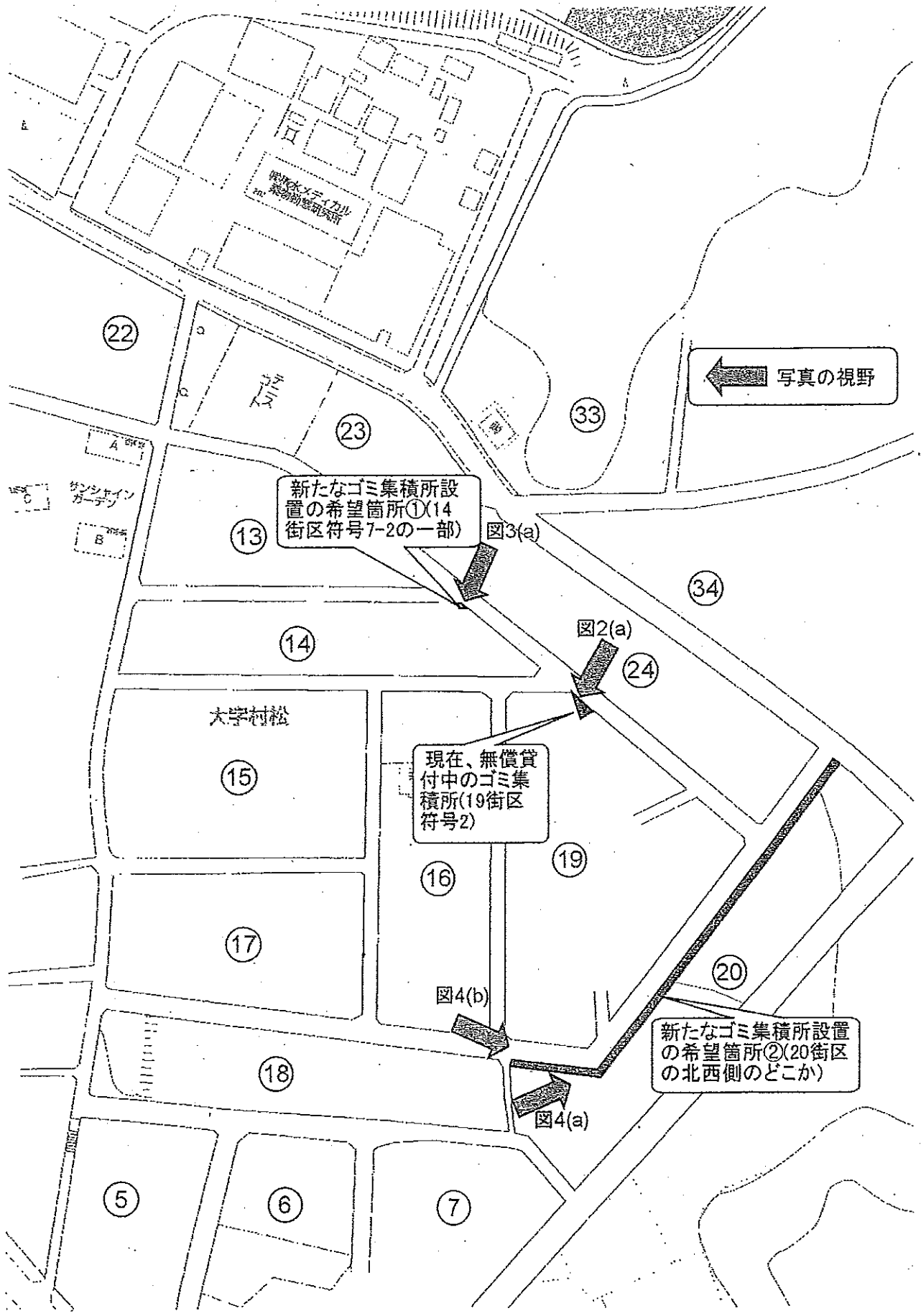


図1 東海中央土地区画整理事業

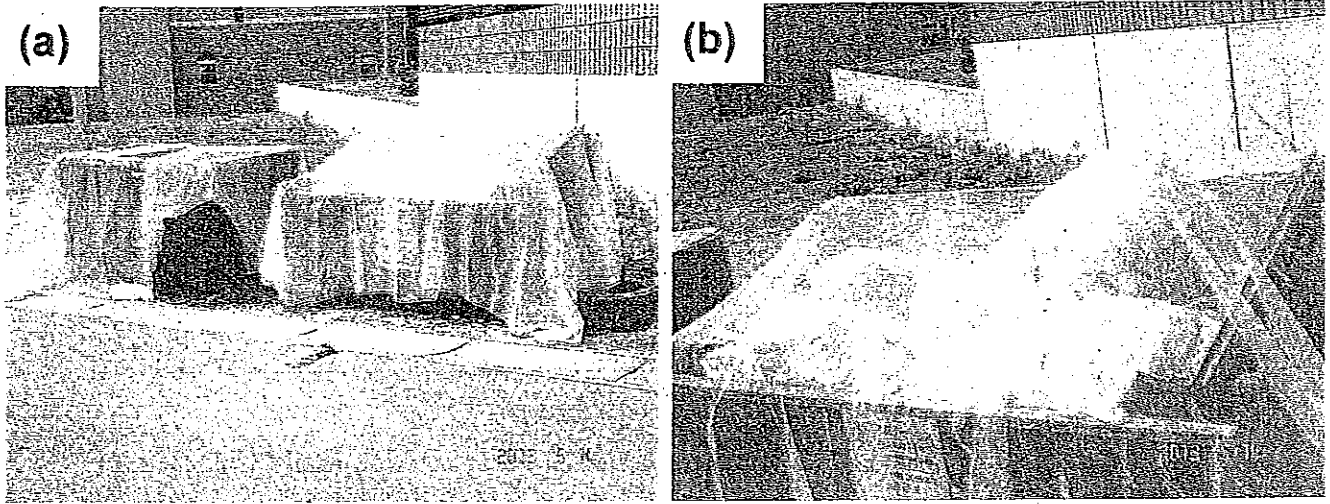


図2 現在のゴミ集積所(19街区符号2)、(a)ゴミ集積所遠景および(b)ゴミ集積所に山積みのゴミ

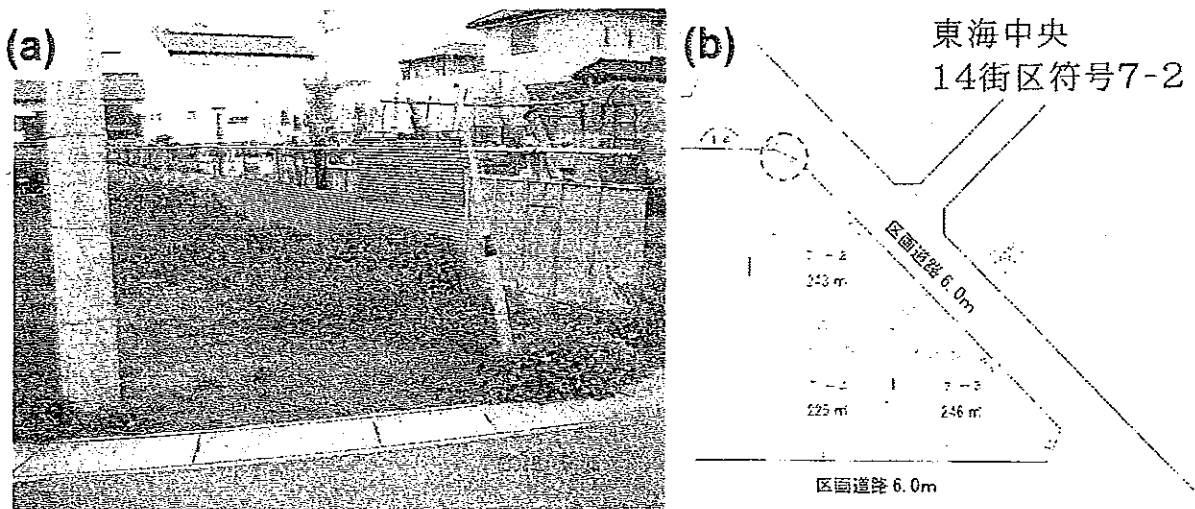


図3 新たなゴミ集積所設置の希望箇所①(14街区符号7-2の一部)、(a)景観および(b)詳細平面図(赤の破線内が(a)の位置)

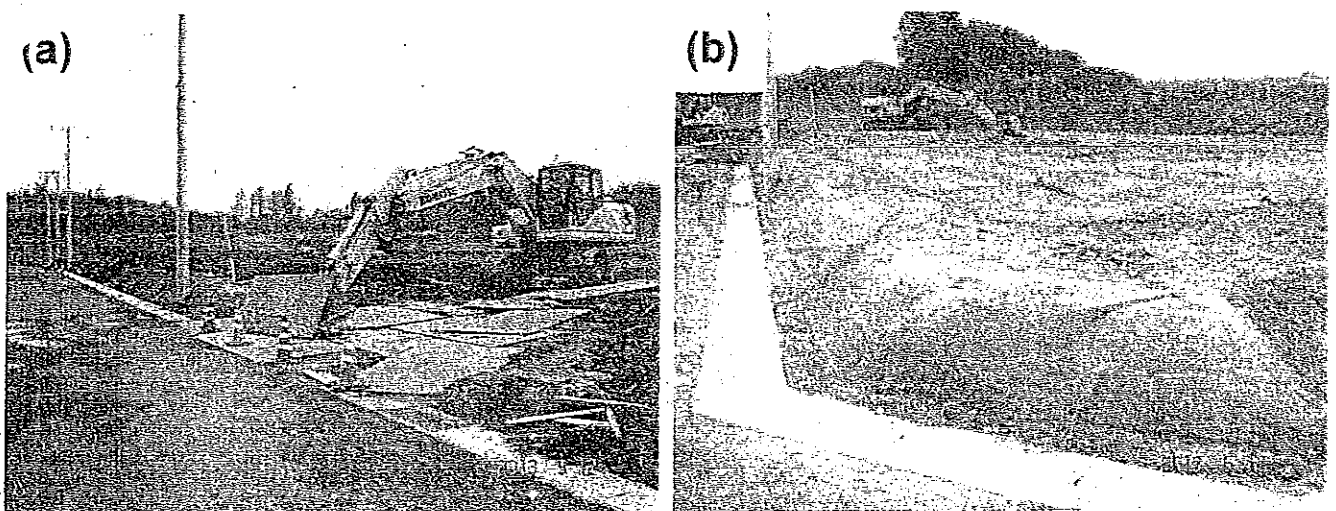
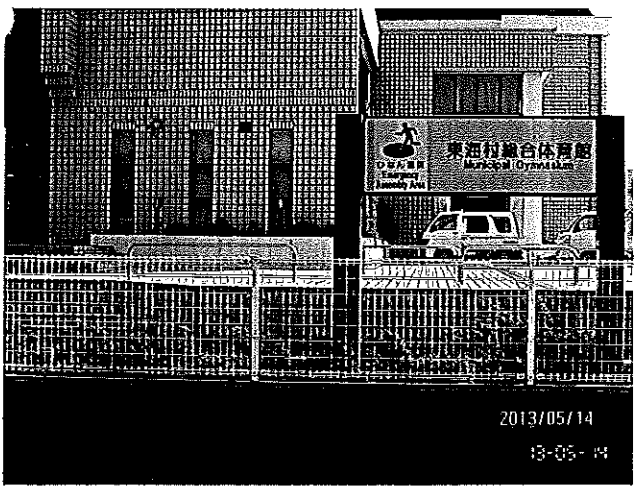
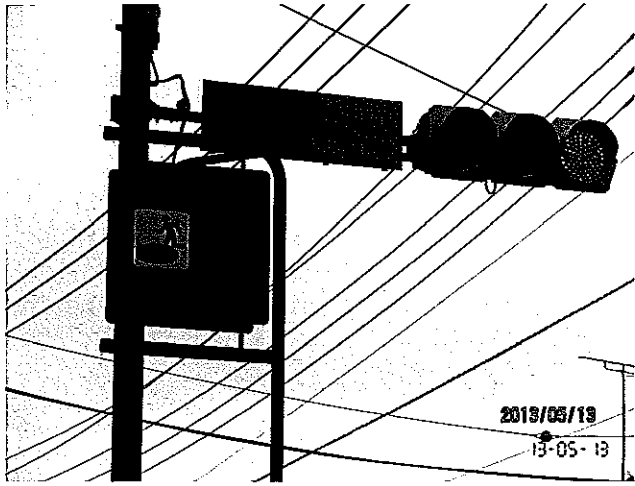


図4 新たなゴミ集積所設置の希望箇所②(20街区の北西側)、(a)南西からの景観および(b)西からの景観

地区自治会名	中丸地区自治会
質問・要望事項 (題目)	避難場所表示標識の改良及び信号機の設置の要望
要 旨 (内 容)	<p>1. 避難場所表示標識（看板サイン）改良の要望</p> <p>村内の避難場所を示す看板標識のサインが見にくく目立たない。その原因は①全体に看板のサイズ及び文字が小さい。②表示文字と絵の色がグリーンで、併記されている施設表示文字がブルーで同系色の為に目立たない。</p> <p>今後は看板を大きくし、文字を大きくし、避難場所を知らせる絵表示も分かり易く、日頃から目から無意識に記憶させ突然に起る災害の時に自然に体が避難行動をとることが出来るように、大きくカラフルなデザインのサインに改良するようお願いします。</p> <p>※ 参考までに、ひたちなか市が道路や避難場所に設置している標識を数箇所調査した結果、設置場所に応じてサイズも適切に選定され、非常に見易い配色で構成されていることが確認できました。本村でも大いに参考にしなければならないと思います。実際に設置状況の例を写真に示します。</p> <p>2. 信号機の設置の要望</p> <p>フローresta須和間と南台団地を結ぶT字路（セイコーマート東海須和間店前）に信号機の設置をお願いします。小、中学生、特に小学生の登下校時の安全を確保する為に早急に設置をお願いします。過去に要望しましたが、南台北の信号との距離が接近しているとの理由で認められなかったとの経緯があります。</p> <p>しかしながら現在は住宅が増加し、通り抜け通勤自動車など交通量の増加など周辺の住環境も大きく変わってきており悲惨な交通事故を防止する観点から、重要な安全対策として緊急に信号機を設置することを強く要望します。（押しボタン式が良い。）</p>
回答	<p>【建設水道部 みちづくり課】</p> <p>1 避難場所を示す看板は、表示図柄が変更になったことにより、基本的に現在あるものに対し、表示変更を行っております。ご指摘がございましたようにカラフルで大きいものに変えますと、支柱からすべて変えるようになり、コスト的にも費用がかかることになってしまいます。また、もう少し分かりやすいように工夫出来ないか検討していきたいと思っております。</p> <p>【経済環境部 消防防災課】</p> <p>2 信号機については、茨城県公安委員会において、交通量、交通事故発生状況、道路形状などを調査・分析し、設置効果、緊急性、住民の要望等を総合的に勘案し、設置の適否を判断しております。</p> <p>以前に設置要望した経緯があるとのことですが、再度、自治会要望書としてご提出いただき、その要望書をひたちなか西警察署に回付し、改めて、周辺の住環境の変化による交通量増加等による現状確認を求めつつ、設置要望をしてまいります。</p>



地区自治会名	中丸地区自治会
質問・要望事項 (題目)	本村内農地等からの風砂塵飛散の防止対策実施の要望
要 旨 (内 容)	<p><問題点について></p> <p>東海村は、北に久慈川、南は那珂川、東は太平洋、そして西には、那珂大地に囲まれ、田畑や松林が多く緑豊にして温暖な気候で自然に恵まれた地域であり、原子力の平和利用と共に歩み、過っては田園と文化の薫りがするまちを目指し、将来が明るいものであった筈であります。その時代の東海村は、緑が多く空気も美味しかったように思いますが、今はその面影すら薄らいでいるような状況です。それは、通年をとおしての農地等からの風砂塵によるものであります。</p> <p>本村には小高い山は無く、冬は阿武隈山系から吹き降ろす強い寒風や海側から吹き込む「いなさ」の強風、更には発達した低気圧の時期には台風なみの強風で、空は茶色く染まり、空気は砂塵で淀み、砂が舞い上がり、砂のカーテンが行く手を阻む。まるで砂漠のようになります。東海村は、文化的なまちのはずであります。しかしながら生活に目を向ければ、①僅かな風が吹けば、小雨が降っている日でも砂塵が家の何処にでも入ってきます。毎日のように清掃しても家の中は砂塵にまみれ、敷地や道路にも沢山の砂塵が溜まってしまいます。洗濯も二度洗いするなど、清掃には多くの方が苦勞されています。②芋畑や野菜畑等の土には、強力な農薬が散布されており、小さな虫や魚などは直ぐに死んでしまう。このような土を幼き子どもたちも常に体内に取り込んでおり、長い間には健康に影響が出ないか心配です。このような深刻な状況を多くの方は愚痴を漏らしてきたものの、声を張り上げた方はいなかったと思います。それは、当然、緑や田畑は大事であるものと認識しているからであります。しかし、この状況をそのまま放置しておく、「住みやすいまち」から「住みたくないまち」に変わり、人口の増加どころか減少へと転じるという、新たな大きな問題が発生することが予想されます。そうならないように東海村は、県内或いは国内でも1、2位を争うような「住みやすいまち」を目指すことが肝要かと思われます。現実の問題を解決する対策を早く打つことを要望します。</p> <p><問題点に関する要因></p> <p>東海村は、那珂台地と呼ばれる畑地と平地林さらには真崎浦や坏改良区などの水田があり総耕作面積は約5.5K㎡であります。年々、風塵濃度が濃くなっているように感じています。</p> <p>「その要因」は①近年の農業は、主要な作物を年1回作付ただけで裏作はしないため、収穫後は未耕作地となってしまうこと。②専業農家の減少や高齢化が進み、未耕作地や耕作放棄地が毎年約10%増え続けていること。③高価な村の区画整理地を購入するよりも廉価な民家の農地転用を求めたり、平地林を宅地化する方も多いため、防風林の役目をしていた木々がどんどん減少していること、にあります。</p> <p><対策の提案></p> <p>東海村は、平成23年度から第5次総合計画を策定し、10年先を見据</p>

えたまちづくりに取組むと言っています。正に問題点を予測している取り組みに敬服するところであります。

①この第5次総合計画に示した「みどりとまちの共生を礎として調和のとれた暮らしやすいまち」を実現するために住宅、文教、商業、農業、工業地区等と緑地などを定めた「東海村国土利用計画」を作成し、これを住民に公表し、直ちに実現に向けた一歩を踏み出すこと。②「東海村農業振興計画」を作成し、農地の集約化を図り、経営に強い農業を推進し、遊休地などを所有する耕作者からは村が廉価に借り受け専業農家に使用してもらう支援制度を設けること。③さつまいもの裏作として、麦やヘアリーベッチやモロヘイヤなど土壌をカバーする作物を作るようタネ代金の支給制度を設けること。④耕作地によっては、綱マルチの導入を行なう代金支給制度を設けること。⑤グリーンベルトなどの設置を行い、グリーンベルトには低木や草花などを植えつけることや、農道の両側には低木の果樹などを植えてグリーンベルトを設ける。これらの維持管理は、当該地域の自治会や婦人団体などに委託する制度を設けること。⑥「東海村国土利用計画」によって、可能な限り農地を村が買い取り、公園化や家庭菜園化などを行い、これらの管理を当該地域の自治会に委託する制度を設けること。

以上、これらの対策には、十分な予算を確保し、経済課、環境政策課、都市政策課やみちづくり課が組織の壁を越えて協力し、思い切った事業の実施が強く求められていると考えます。また、より効果を求めるには、近隣市町村とも協調連携を取りながら進めることを勧めたい。従来どおり、慣例どおりでは、時代の流れに遅れ、前に進むことはできないことは、皆さんご存知のとおり、文化や価値観は時代と共に変化するものであります。

<砂塵との関連での土壌環境検査結果の公表について>

本村は、毎年土壌中の有害物質の分析結果について、以下に示すような事項を更に明らかにされると分かりやすい。

- ① 実施時期（農薬の散布時期、閑散期の時期）
- ② 分析箇所（畑や田の作物別を考慮した妥当性）
- ③ 採取方法（表面、地中、サンプル数の妥当性）

以上

回答

【総合政策部 政策推進課】

東海村国土利用計画は、平成22年度を目標年次として平成15年3月に策定いたしました。計画の内容であります。農用地、森林、河川、道路及び宅地等について、地区別に本村の土地利用区分別の基本方向を示しております。

現在は計画年度が終了しておりますが、新たな計画の策定については、現在のところ考えておりません。その理由は2点ほどありまして、1点目は国土利用計画自体が実効性を担保する計画ではないという性質が挙げられます。そのため、茨城県水・土地計画課によりますと、県内44市町村のうち39市町村は策定していなかったり、期限が切れたままとなったりしています。（法的には策定義務は無い）。2点目ですが、国土利用計

画に替わって東海村都市計画マスタープランが土地利用計画の基本方向を定めているということもあります。

しかしながら、更に実態に見合った土地利用計画の指針とするため、今後は土地利用に関する住民との協働会議を開催いたしまして、具体的な土地利用に関するルール作りを進めてまいりたいと存じます。

【経済環境部 経済課】

②東海村農業振興計画の策定については、今年度から検討に入る予定です。

作付けのできない農地を登録し、規模拡大のため農地を探している農業者に提供する「遊休農地バンク」を設置する予定です。

また、国の事業である「人・農地プラン」により貸し手側にも補助金が出る国の制度がありますが、法的な整備がクリアできればスタートします。

③冬季の風蝕被害防止や地力増進を目的として、緑肥作物である麦の作付を奨励し、農家に対して補助金を交付しています。このほか、大麦の種子を村が購入し希望する農家に無償で配布する事業を行っております。

④生分解性農業用マルチシートは通常のマルチシートの値段と比較すると、2倍以上の金額となります。

ネットマルチは、作物を風の害から保護することが使命であって、畑の土の飛散防止のためのものではありません。また、高齢化している農業者に対し現状の農業経営の以上に負荷をかけることとなる取り組みを強いることができるか、検討する必要があります。このようなことから、導入については今のところ考えておりません。

⑤グリーンベルトの設置をするためには、用地の取得や維持管理に多額の費用が必要となります。また、農家から用地を無償で借用でき、維持管理を地域と協働で行ったとして、それぞれが大きな負担を伴うこととなります。設置については今のところ考えておりません。

【総合政策部 政策推進課】

⑥農業者の高齢化や後継者不足は深刻な問題であり、耕作放棄地を増加させる一因ともなっており、喫緊の課題と受け止めております。しかしながら、農地については農業生産の場としての活用が原則でありますので、公園や市民農園に転用するのでは土地利用計画においては適切ではないと思われまことから、農業委員会により賃貸借や売却の斡旋をしたうえで、農地を求めている生産者が活用できるようにして参りたいと思っております。

【経済環境部 経済課】

<砂塵との関連での土壌環境検査結果の公表について>

現時点では、経済課として調査を実施していません。